

## 後見人等が行う仕事（後見人等事務）

後見人等が行う仕事（後見等事務）は、大きく、次の三つに分けられます。

- 1 財産管理事務
- 2 身上保護事務
- 3 報告事務

### 1 財産管理事務

後見人等は、その有する代理権の範囲に応じて、本人の財産管理を行います。

後見人等が、本人の財産に関する法律行為によって代理権を有している場合、その代理権の範囲に応じて<sup>1</sup>、本人の財産を管理する権限（この権限を「財産管理権」といいます。）を有します。

後見人等は、この財産管理権に基づき、次のような事務を行います。

- ・ 本人の財産の調査，年間の収支計画の立案
- ・ 本人の収支の管理（年金・給料等の受取り，生活費の支出，税金の支払，借金の返済等）
- ・ 本人が有する財産（預貯金・有価証券・不動産等）の管理・処分
- ・ 遺産分割 等



<sup>1</sup> 成年後見人は、本人の財産の全面的な管理権を有しています。他方、保佐人・補助人は、成年後見人のように、初めから財産管理権を有しているわけではなく、裁判所から、個別の財産に関する法律行為について代理権付与の審判を受けた場合に、その代理権の範囲内で、財産管理権を有することになります。

\* 後見人等ができないことの例

本人のために財産を適切に管理するという観点から、後見人等は、原則として、以下のような行為をすることはできません。

- ・ 本人の財産を贈与・寄付すること
- ・ 本人の財産を使って本人以外の借金を返済すること
- ・ 本人の財産を使って投機的な運用をすること
- ・ 本人の財産を扶養親族とは認められない人の生活費に使うこと
- ・ 本人に不利益な遺産分割をすること
- ・ 本人に退院の見込みがないにもかかわらず、本人の引取りを理由とした後見人等の自宅の改装費用を、本人の財産から支出すること



## 2 身上保護事務

後見人等は、法律上、後見等事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないという義務を負っています。そのため、本人の身上面に配慮して、以下のような事務を行うことが求められます（身上保護事務）。

- ① 選任直後の情報収集・身上保護の方針決定
- ② 居所・介護サービス・障害福祉サービスに関する事務  
(施設の入所契約・介護サービス・障害福祉サービス契約の締結や契約後の見守り、本人が自宅で生活する場合の自宅の修繕、要介護認定等行政上の認定等の申請・更新・異議申立て等)
- ③ 医療に関する事務（医療契約・入院契約の締結、医療行為に関する医師の説明への対応、退院・転院の検討や次の居所の確保等）
- ④ 就労や日中活動事業所における作業に関する事務（就労支援、労働契約の締結、就労状況・処遇の見守り等



- ⑤ 日常生活に関する事務（生活環境を整備するための支援や、趣味・娯楽といった本人の生活を向上させるための支援等）、
- ⑥ その他特定の分野に限定されない一般的な職務・作業（親族や支援者等の関係当事者間の連絡調整作業等）

➡ なお、後見人等には、これらの事務を行うに当たって、本人が自分のことを自分で決められるように、本人の意思決定を支援することが求められています。



\* 後見人等ができないことの例

- 後見人等の権限は契約等の法律行為にしか及ばないことから、以下のような行為はできません。
  - ・ 本人に手術・入院等を強制したり、施設に強制的に入所させること
- 本人と後見人等の利益が相反することや、その潜在的可能性があることはできません。
  - ・ 本人と後見人等が共同相続人である場合の遺産分割
  - ・ 本人の債務について、後見人等が保証人や連帯保証人になること
  - ・ 本人が入院や施設入所をする際に、後見人等が身元保証人や身元引受人になること
- 性質上、本人の意思のみによって決めるべきことがらについて、後見人等が同意や代理をすることはできません。
  - ・ 臓器移植に同意すること
  - ・ 本人の離婚手続を代理すること



### 3 報告事務

後見人等は、原則、1年に1回、本人の生活状況と財産の管理状況について、裁判所に報告し、裁判所の監督を受けます。

